

審査項目

■ 第一次審査

1. 事業者、担当者等の評価

評価項目	様式	評価基準
業務実績	3-1	参加表明者の実績の評価
実施体制1	3-2	主担当者の評価
実施体制2	3-3	副担当者の評価
実施体制3	3-4	社内体制等の評価
価格点	4	見積価格の評価

2. 企画提案内容の評価

評価項目	課題	評価基準
現状把握	(1)	十条地区の既存コミュニティ（まちづくり協議会やにぎわいづくり準備会等）に関する理解度の評価
的確性	(1)	プロセスの的確性に関する評価
実現性	(1)	プロセス及びスケジュールの実現性に関する評価
的確性	(2)	提案された組織体制の的確性に関する評価
実現性	(2)	提案された組織体制及びスケジュールの実現性に関する評価
資料の表現	全	提案資料の表現に関する評価
独自視点及び創意工夫	全	提案内容の独創性に関する評価

※区内に本店がある事業者は第一次審査の合計点に10%加点評価します。

■ 第二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の評価

評価項目	評価基準
説明	説明の明確性、簡潔性に関する評価
質疑応答	回答の的確性に関する評価
知識、経験	業務の目的・内容に関する評価 委託業務に関する専門的な知識、経験に関する評価 現状把握・課題に関する評価
意欲	本業務に対する意欲に関する評価
独創性	独創性やノウハウに関する評価

※区内に本店がある事業者は5%、支店がある事業者は3%加点評価します。